

新潟県条例第18号

新潟県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟県高圧ガス保安法関係手数料条例（平成12年新潟県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)	
(3) 製造保安責任者試験等に係る手数料		(3) 製造保安責任者試験等に係る手数料	
手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額	手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額
(略)		(略)	
5 製造保安責任者試験を受けようとする者	1件につき9,300円(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあっては、8,800円)	5 製造保安責任者試験を受けようとする者	1件につき9,300円(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあっては、8,800円)
(1) 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験		(1) 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	
(2)～(5) (略)		(2)～(5) (略)	
(略)		(略)	
(4) 容器検査等に係る手数料		(4) 容器検査等に係る手数料	
手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額	手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額
(略)		(略)	
2 容器検査又は容器再検査を受けようとする者	(略)	2 容器検査又は容器再検査を受けようとする者	(略)
(1) (略)		(1) (略)	
(2) 繊維強化プラスチック複合容器、 <u>圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器</u> 又は <u>圧縮水素自動車燃料装置用容器</u> (1)に掲げるものを除く。		(2) 繊維強化プラスチック複合容器又は <u>圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器</u> (1)に掲げるものを除く。	
ア～オ (略)		ア～オ (略)	
(3)・(4) (略)		(3)・(4) (略)	
(略)		(略)	

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第3号の表の改正は、公布の日から施行する。